

岩手県告示第576号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県立高等学校に在学していた者が滞納している授業料並びに県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料の収納に関する事務を平成29年6月6日次の者に委託した。

平成29年7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
福島県福島市大町2番32号	弁護士法人ブレインハート法律事務所